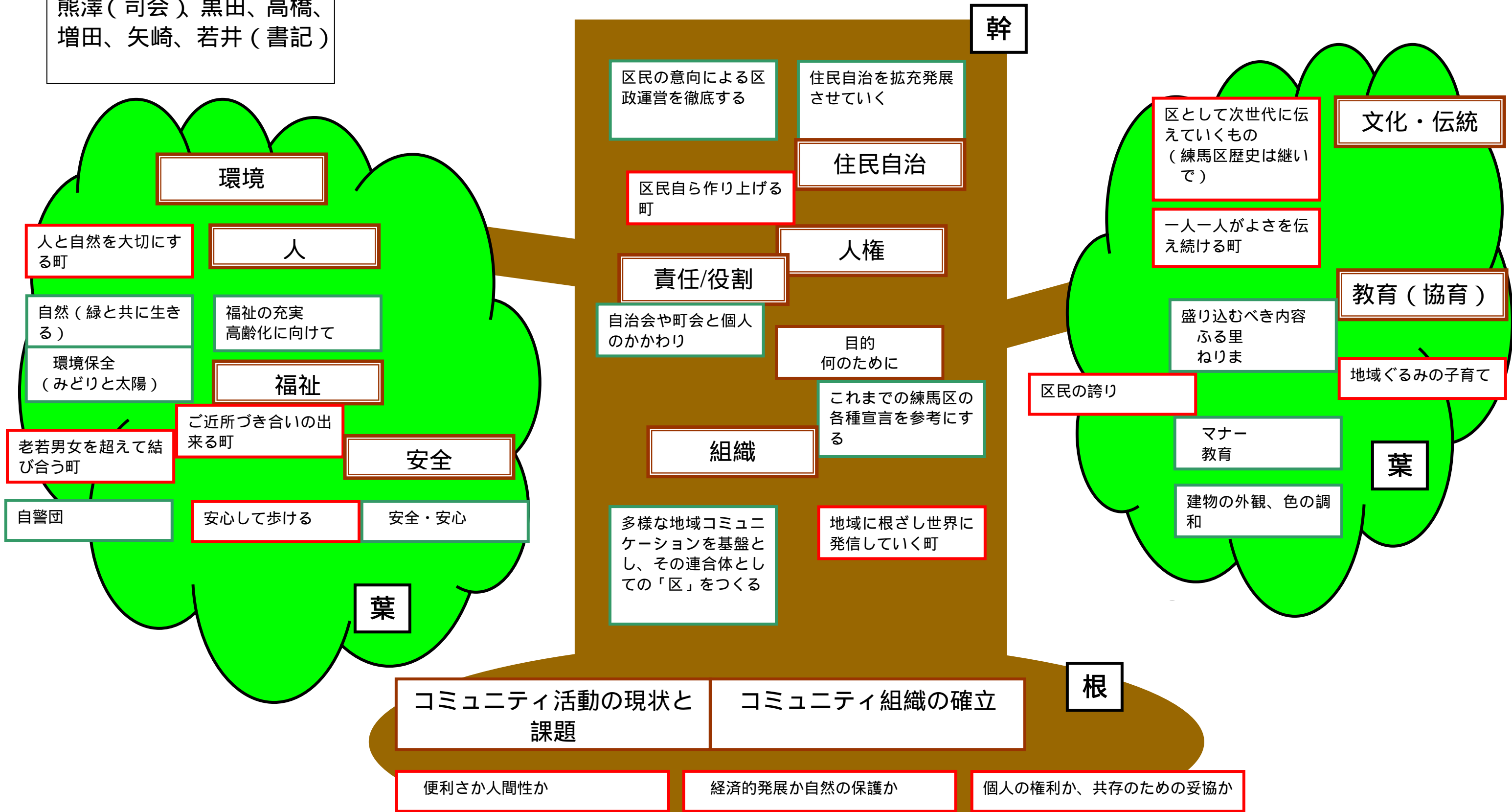


第1班

沼田先生、岡上、河本、熊澤(司会)、黒田、高橋、増田、矢崎、若井(書記)

第4回 懇談会(平成17年8月26日(金))



第2班

第4回 懇談会 (平成17年8月26日(金))

小原先生、秋山(司会)
大島、片山、高桑(発表)
田中、林、古谷、山浦

人に暖かいまちづくり

区民の力や知恵が活かされる町

ハンディがあっても当たり前前に暮らせる町

民意反映
区民本意の徹底

区政参加方法の見直し
自由な自治

練馬区民が主権を持ち
区民が安心して生活出来る街(区)を実現することを目的とする

高齢者の活躍の場がある

義務教育の場への教育者の立場としての参加

子育てを「経験」「知恵」の面で支援

今、練馬はココが問題！！

練馬に住んでよかったと実感できる

- ・環境、安全、人権が守られている
- ・意見が尊重される
- ・少数の声が区に届く

少子高齢化対応のまちづくり

安心・安全な生活確保

福祉の充実
豊かなまちづくり、健康都市づくり
練馬の自然環境を生かす都市づくり
医療施設の充実を図る

押し出しが弱い！！

メディアで発信出来る練馬区の特
性

豊島園を歴史のシンボルにする
(西武より買収)

最近のインターネットによる情報
公開は、素晴らしい。一段と、簡
単な方法を開発してほしい

練馬区の特長である良好な住宅街
の区にするためにつとめる

23番目の区だと遠慮しない

コミュニティ参加

区民はまちづくりの各チャンネルに
1個は参加する義務化
区民番号制

住民が自治意識を自覚できる(小
さなコミュニティの中で地域に参
加している自分を感じられる)

身近に感じられる
・手厚い行政ではなく、
考える区民を育てる行政
・問題、課題を区民と共に考えて(手
を出しすぎない)

区議会議員(間接代表)と住民(直接)
のバランスをどうとるのか?
住民投票はもっと簡単にならないか

0

練馬らしさ

緑と水と風

ベッドタウン
実は居住性が良い

都市と田舎の中途半端な存在

建物は3F建位
10Fでは高齢者に辛い
2F建てが乱立すると緑が無くなる

新行政改革プランに掲げられた目
的のチェックと、それを基本条例
の柱にすえること?

戦略的

協働

職員の生産性向上

都区制の見直しによる自治の基本
見直し

子供達の施設
指導者
行政
保護者

スポーツが盛んな
まちづくり(社会
体育の醸成)

個人の権利と行政の権利との
整合性追求

情報公開
黒ぬりのなるべく廃止
原則、全部公開

第3班

野口先生、木戸（発表）
鈴木、関根（司会）、高山、
三浦、村上

事業提出までのプロセス

区民意見の集約・反映度合い

素案をまとめて区長に提出する前に区民と区と区議会が条例の理念について意見集約すべきでは？
三者の良いとこどりをしたい・・・

草案作成の過程において各事業部、議会との協議をする必要があるのでは・・・
又、委員以外からの意見を集める必要もあるのでは・・・

区民集会

中間報告（委員）

中間報告の必要

懇談会で中間報告をまとめ、区民との協働を図る資源とする

素案をまとめていく過程において一般の区民の声も聞きたい
メンバーを追加するかアンケートするか

条例のイメージ

報告は、具体的な条例、条文のかたちで

条例は誰にもわかりやすいものに

- ・前文 参加区民としての資格を含めた条例の本質についてどう条例化するか？
- ・目的 区民、行政、議会との協働ができる区政運営の為には何が必要か？

第4回 懇談会（平成17年8月26日（金））

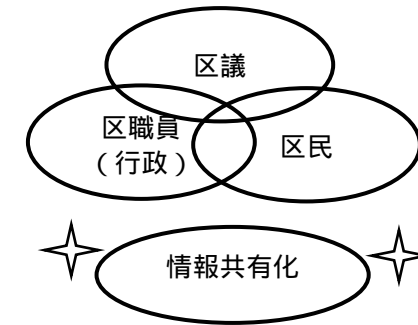
原理・原則

補完性の原理（自分でできることは自分で）

自治基本条例のもとで区民一人一人がそれぞれ抱える立場やハンデ、境遇をのりこえて、共に力を合わせるという理念

協働は区民にとって権利なのか？
義務なのか？
表裏一体か

条例にもりこむこと



区民・区議・行政が共に考えてつくりだす

その他

区報の配布方法について各町会、自治会を利用してもっと各戸に配布をすれば良いと思う

光が丘団地周辺の道路整備が必要です
周辺道路が不便をしている

学校教育の中で基本条例を教える

区民の権利

区民の義務

区民の義務の定め方

- ・その範囲
- ・義務不履行の際に強制するのか、制裁を加えるのか、その有無

義務を定めるにしても、そのことのゆえに区民を排除してしまうことのないようにすべきではないか

権利と義務

ペナルティがあった方がいいのか？

区のあり方
町会のあり方

区民の範囲は？
住所のある人だけか
在勤、在学も含まれるのか

行政・議会の義務